

事 務 連 絡
平成 2 7 年 9 月 9 日

指定地域密着型サービス・
指定地域密着型介護予防サービス事業者 } 各位

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

平成 2 8 年度以降の「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に係る誓約書の取扱いにおける補足事項（通知）

日ごろから、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、地域密着型サービス事業の管理者及び計画作成担当者（以下、「管理者等」という。）に係る研修修了誓約書の取扱いについては、平成 2 7 年 7 月 1 日付け『平成 2 8 年度以降の「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に係る誓約書の取扱いについて』において通知させていただいたところですが、緊急やむを得ない正当な理由（管理者の突然の死亡等）がある場合については、誓約書の提出をもって、当該修了書が提出されたとする「みなし指定」を行うこととします。なお、「みなし指定」については管理者等の突然の死亡等の後、新たに管理者等を配置し、かつ、当該管理者等が直近の研修を受講し、修了する事が確実に見込まれる場合において行います。また、「みなし指定」は管理者等に係る研修についてのみ行い、開設者研修については、行いませんので充分御注意願います。

（高齢者事業推進課事業者指定係担当）

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 4 6 9

F A X 0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 6